

平成27年度 第4回江南市総合教育会議 会議録

開催年月日 平成28年3月29日(火)

場 所 市役所第3委員会室

出席委員	市長	澤田和延
	委員長	後藤鎮全
	委員長職務代理者	平林野江
	委員	山田茂美
	委員	松尾昌之
	教育長	石井悦雄

会議に出席した事務局職員

市長政策室長	片野富男
秘書政策課長	松本朋彦
秘書政策課主幹	河田正広
教育部長	菱田幹生
教育課長兼少年センター所長	武馬健之
教育課管理指導主事	熊崎規恭
教育課指導主事(主査)	栗本周保
教育課主幹	梅本孝哉
教育課主幹	中村雄一
教育課副主幹	横川幸哉
生涯学習課長	中村信子
生涯学習課統括幹	伊藤健司
生涯学習課主幹	大塚將史
生涯学習課指導社会主事(主査)	佐々 恵

傍聴者数 なし

議 題 (1) 緊急事態への対応について
(2) その他

午後1時27分 開会

<市長政策室長>

市長政策室長の片野でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。若干定刻

より早いですが、ご参集いただきましたので、ただいまから「第4回江南市総合教育会議」を始めさせていただきます。

開会にあたりまして、澤田市長より御挨拶を申し上げます。

<市長あいさつ>

皆さんこんにちは、澤田でございます。

本日は、大変お忙しい中、「平成27年度 第4回 江南市総合教育会議」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この総合教育会議は、首長と教育委員会が連携して教育行政の推進を図ることを目的とする会議であります。

先の会議では、「江南市の教育に関する大綱」の案について議論していただき、大綱が対象とする期間を「平成27年度から平成30年度までの4年間」、江南市のまちづくりの指針である戦略計画に即するものとして、これまでの教育行政における目標や取り組み方針である「基本方針」と、特に重点的に取り組むべき「重点施策」とで構成するものを「大綱」と位置づけ、策定したところでございます。

本日は、第2回の総合教育会議で提案させていただきました緊急事態への対応につきまして、ご協議をお願いしてまいりたいと考えております。

教育委員の皆様には、御専門の立場から率直な御意見をいただくことをお願いいたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。

<市長政策室長>

ありがとうございました。

本日の出席者につきましては、お手元の名簿と配席図をもって代えさせていただきます。それでは、ここからの進行は本会議の招集者であります澤田市長にお願いをいたします。

<市長>

議事を進めてまいります。

本日の議題①は「緊急事態への対応について」ということでございます。それでは、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明>

資料「緊急事態への対応」についてご説明いたします。

総合教育会議では、「児童、生徒等の生命及び身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」につきまして、協議・調整することとしております。

緊急事態へのスムーズな対応を可能とするためには、フローチャート的なものを事前に作成しておくことが必要であると考えております。

緊急事態への対応に係るフローチャートの案につきましては、第2回総合教育会議

でお示しをいたしておりますが、本日は、これに代わる新たなフローチャートの案として配付させていただいたものでございます。

教育委員会では、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、この3月に「江南市いじめ防止基本方針」を策定したところでございます。

この基本方針の「重大事態への対処」の項目におきまして、「重大事態発生時の組織的な対応フロー図」を示しております。このフロー図をもちまして、緊急事態への対応に係るフローチャートの案としてまいりたいと考えております。

それと、もう1つの「江南市いじめ防止基本方針」の説明でございます。

フロー図（案）の説明にあたりまして、本日、参考資料として配付させていただきました「江南市いじめ防止基本方針」についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。「はじめに」でございます。

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、児童生徒の人権に関わる重大な問題である。江南市では、いじめはどの学校、どの児童生徒にも起こりうる問題であるのとらえ、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識のもと、日頃から児童生徒理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応するよう、いじめ問題の克服に向けて取り組んできております。こうした中、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめの防止に対する、学校、家庭及び行政の役割と責任が明確となったものでございます。

江南市におきましても、この規定に基づきまして、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定したものでございます。

はねていただきまして、2ページをお願いいたします。第1いじめ防止等に関する基本的な考え方でございます。

いじめは、どの学校にも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、学校、教育委員会、家庭、地域、警察、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めるとしております。

第2いじめの定義でございます。

「いじめ」につきましては、法第2条において、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされています。

(1) 以下でございます。(1)は、個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うとしております。

(2)は、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行うとしております。

(3)は、「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒の何らかの人間関係がある状態を指すとしております。

(4)は、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられる、物を隠される、衣服を脱がされる、いやなことを無理矢理させられることなどを意味するものとし、いじめられた児童生徒の感じる苦痛や被害性に着目した見極めが必要であるとしております。

(5)は、いじめの中には、早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、警察と連携した対応を図るとしております。

第3 関係者の責務でございます。

(1)いじめの未然防止としまして、①から⑦まで、市・教育委員会、学校、保護者、地域社会の対応を掲げています。

(2)は、いじめの早期発見としまして、5ページの中段まで、①から⑥まで、教育委員会、学校、市、保護者の対応を掲げています。

(3)いじめに対する措置としまして、①から③まで、学校、市・教育委員会、保護者の対応を掲げています。

その下、第4 江南市・教育委員会としての取組でございます。

市・教育委員会は、江南市いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域、警察、関係機関等が連携して、いじめの防止等の対策を総合的に推進するとしております。

(1)江南市いじめ・不登校対策協議会でございます。

いじめ・不登校問題を総合的、根本的に検討し、その防止や指導に努め、たくましく生き抜くことのできる児童・生徒の育成を図ることを目的として、「江南市いじめ・不登校対策協議会」を設置するものでございます。

(2)インターネットを介した、いじめに対する対策の推進でございます。

インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、学校の教育活動において、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実に努めるとしております。

(3)広報・啓発活動でございます。

あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行うとしております。

6ページの中段でございます。第5 学校としての取組でございます。

学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、教育委員会、家庭、地域、警察、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指すとしております。

その下の第6 重大事態への対処でございます。ここが、本日の一枚物の資料に関わるところです。

重大事態については、法第28条第1項におきまして、江南市においても、これを

踏まえて対処するものとする。

「重大事態」とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときを指すとされています。

(1) 学校及び市・教育委員会の対応でございます。

① 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告をする。

② 市長は、必要に応じて、総合教育会議を招集する。

③ 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その調査を行う主体や調査組織について判断する。

④ 学校は、校内に設置している「いじめ防止対策組織」を母体として調査や対応を行う。教育委員会は、学校の調査や対応について指導・助言を行う。

⑤ 教育委員会が調査を行う場合、教育委員会の指示の基で協議会が調査を行う。

⑥ この調査は、事実関係を明確にするための調査である。よってこの調査は、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び市・教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

⑦ 当該調査に関係する児童生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行う。

⑧ 調査の結果については、教育委員会が協議会の報告に基づいて市長に報告する。としています。

8ページをお願いします。(2) 市長による調査と措置をお願いします。

① 市長は、学校や協議会が行った調査の報告を受け、再度、調査が必要かどうかを判断し、必要な場合は、市長は附属機関を設けるなどして、再調査を行うことができる。

② 再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に報告する。

ということであります。

以上が、説明ということですが、本日の会議は、重大事態発生時の組織的な対応フロー図(案)の特に右側部分が対象となります。説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

<市長>

ただいまの説明について、御意見をいただきたいと思ひます。自由に発言していただひて結構です。それでは、委員長から、よろしくお願ひいたします。

<後藤委員長>

いじめはないのが一番いいのですがここにあるように、もし何か起こった場合には、

きちっと対応していこうということで、一番大事なのは、教育委員会が迅速且つ適切な判断をして、小中学校等に対していかに指導助言ができるかというところにかかってきます。あと、どの程度の事態までを普段、教育委員会では把握して指導してみえるのかを伺いたいですけど。

<事務局>

まず、基本的には保護者あるいは児童から、自分はいじめられているというはっきりした言葉でなくても、とてもつらい思いをしているといった申し出があれば、それはいじめの疑いがあると認知をし、調査に入ります。学校のほうがまず調査に入ります。それから、そういった申し出がないまでも教職員がなんらかの不安や気配を感じたとき、児童生徒の観察からいじめられているのではないかとの疑いを持って調査に入ります。それを市教委に報告するか否かというところについては、調査をした結果互いの思い違いやいざこざがあつて、そういったことが起因した出来事を一方からすると自分は嫌なことばかり言われるというふうに認識されていることもあるものですから、これはいじめと捉えないという判断をしたときには報告は上がってきません。ですが、学校で最初の見極めをしたときに、これはその子が継続して受けているというような恐れがあるときにはいじめとして報告されます。そういったケースの中には程度の重い軽いといった表現がいいか分かりませんが、一日二日で解決してしまうようなものも実際にはございます。

<後藤委員長>

学校で起きたことをやはり教育委員会はある程度把握していただかないことには指導のしようがないので、その辺の把握をしっかりとさせていただくように、当然学校のほうにはいつ何時でも報告できるような体制をとってもらいたいと思います。

<市長>

今聞いていて、中々事実関係を掴むのは難しい問題があつて、デリケートであつたり、逆に聞き取りをして傷つけてしまつたりしてはいけないことですが、そういったような事実関係の把握ということについてはどのように考えておられるのか。

<事務局>

まず、事実関係の把握につきましては、先ほど言ったひとつの例では本人あるいは保護者の方からの申し出ということがひとつの例としてあります。ただそれは、ご本人にとっては重要な事案にかわりはありませんが、それは双方の言い分を見極めたうえで、何かの先入観を持って聞き取り調査を行うということではなくて事実の全体をしっかりと見極め把握できるような心構えで調査に入ることが重要だと思っています。そうした中で背景にある事、経過、ご本人の気持ちに寄り添うということは重要ですが、そういった中で聞き取りを丁寧に行うことは常に心掛けていくことです。

<市長>

時にスピード感を持ってやらなければいけないこともございますが、慎重に時間をかけなければいけないことも逆にあったりしますので。重要な事態というのは中には報道等が先行してしまったりするようなこともあるかもしれませんが、そういったところで慎重になるというのが大事なかなと思います。

<平林委員長職務代理>

ちょっと外れるかもしれませんが、もしも重大事態が起こった場合、学校が機能しないことがないように念頭に入れていただきたいと思います。例えばマスコミが押し寄せて混乱することがないように、通っている子たちが日常生活を失うことのないよう、教育委員会としてもそういう措置も考えておいていただきたいと思います。難しいことですが、すぐに動ける体制を整えておくことも大事なかなと思いました。

<市長>

確かに大きな災害が起こったときにマスコミが殺到して、逆に混乱を引き起こしてしまうということもあります。そういった整理が必要というのは防災の面でも言われていることであります。おっしゃるとおりだと思います。

<山田委員>

何か起きたときの報道に対する対応という点で、やはり前もって、このようなときはどうするのかという対応策は考えていただきたいと思います。情報を発信する場合、誤った情報を発信してしまうと混乱を招く元にもなります。何をどう発信するかということはしっかりと考えたうえで、発信する手立てを考えていただけたら良いと思います。少しそれるのですが、今回の資料の6ページの下欄の重大事態の対処ということで、いじめの目安が列記されています。目安の中には含まれなくても、本人や保護者から訴えがある場合にそれを見落とすことのないように対応していただきたいと思います。書かれていないと漏れがちになってしまうケースもありますので、本人や保護者の声には必ず耳を傾けていただくということを、学校の先生方にも改めて周知徹底していただきたいと思います。何よりもまず現場にいる方が気付くということが一番大事なポイントになりますので、改めてよろしく願いいたします。以上です。

<市長>

気付くというのは大きなポイントだと思いますが、気付きの仕組みというか、学校のほうでもアンケートのほうをとって調査したりするのですが、最近起こった子どもの自殺の例だと、そういったことをきちんとやっても中々気付かなかったと、学校側に落ち度があったと中々言い切れなくても実際に重大事態で事故が起こってしまったときの対応というのは本当に難しいと思うのですが、日頃の様子をしっかりと見ていくということが大事かと思います。本当に難しい問題ですが、こういった気付きの点で何か注意されていることは学校側としてはありますでしょうか。

<事務局>

先ほど、おっしゃって頂いたアンケート調査という事については1つの重要な要素と思いますが、やはり教職員複数の目で、1人のお子さんを1つの方向から観察をして、いつもの調子だからよし、ということではなくて、複数の目、複数の場面で児童生徒は様子を変えたりするものですから、そういったチームとしての取り組みはとても重要なこととして捉えています。情報交換を頻繁に持つ学校も増えてまいりましたので、そういったことを紹介しつつ、これからも子どもたちが自ら発信できなくても複数の教職員の目でそれが発見できるような体制づくりが大事かと思っております。

<松尾委員>

この案は大変よくできていると思います。ただ、仏を作っても魂が入らないと意味がありませんので、そこのところをしっかりとやらなくてはいけないと思っています。今の議論もそのひとつかと思っています。要するに、いじめを受けている子どものほうからの申し出がなくても先生が不安とか心配からいじめではないかと疑うところから始まるという話がありましたが。私は大変大事と思っています。やはり事実関係が分からない、把握しづらいからまず疑う。それは、子どもを疑うということ、あるいは子どもを陥れるためにやるわけではなくて、いじめる側の子どももいじめられる側の子どもも共にそういうことに巻き込まれないようにするとか、あるいは巻き込まれたとしても早期に対応することで、子どもたちを守るためにやるというその意識をしっかりと持っていればいいと思うのですよね、なにも子どもを疑うことによって教育が成り立たないということは出てこないと思います。疑うことの大事さというのは、実は児童虐待でも言われることでありまして、子どもが体のどこかにあざをつくったときに、それが虐待によって生じたものなのか、遊んでいてどこかで、ぶつかってつくったあざなのかそれは分からない訳ですよね。分からないからと言ってそのままにしてはいけないのであって、子どもの親の社会的地位が高かろうと子どもにそのような兆候があったら、虐待ではないかと親を疑う。そしてその可能性が排除できるころまでずっと注視を続けることが大事だと。そうしないとなかなか虐待というものは把握できないといわれていますが、いじめも同じことだなと思います。ですからそこはしっかりと疑っていただきたいと思います。もう1つ、先生方が疑いました、そして子どもたちにいろいろと聞きまして、そのいじめの事実はなかったときに、学校側は調査が失敗したなという事になるかもしれないですけど、そうじゃないのだ、それでいいのだという風土をつくっていただかないとうまくいかないと思います。それから、いじめる側、いじめられる側、もう1つ無関心の子どもたち、この三つの層があるわけですよね、いじめる側への対応、いじめられる側への対応はどこでもされるわけですけど、無関心の子どもたちへの対応というところで差ができると思います。傍観というのは、いろんな意味で問題があると思います。いじめている側の子いじめられている側の子にものが言えなくても、先生に対してはそれが伝えられるような雰囲気をつらなくてはいけない。これは告げ口ということではなくて、友達を守るとか、

みんなで楽しく充実した学校生活を送るというような気持ちで動けるようにしておく、そういったような取り組みをしっかりとやっていただきたい。以上です。

<教育長>

先ほど、山田委員から指摘のあった6ページの四角枠の中で、重大事態とは、の説明の中に2番のことがあります。その事が原因で欠席になってしまっている。例えば、誰がいじめて誰がいじめられている、いろんな因果関係が分かった、でも中々学校へ再登校が難しく一年の大半を休んでしまうといった子もいないわけではございません。子どもの心の傷を解きほぐしてあげるには時間がかかる場合があります。こういった点では我々も含めて学校現場の中でそういったことができるような、いろいろな支援が子どもに必要なと思います。今現在長期の休みになっている子どもたちも改めて我々を含めたいろいろなところからの働きかけが必要と思っています。教師が何気なく発した言葉が、子どもから見たら大きな要因になったりして生活意欲がなくなってしまうという原因になるという意味でも、これも現場を見ますとゼロではありません。教師自身のあり方も研修を重ねてよい指導ができるようにならなければならないと思っています。それともう1つ、学校で重大事態が発生して教育委員会から支持を受ける江南市いじめ不登校対策協議会、これはこういった調査のための機関ではないのですが、年2回開かれていて、これの中の小中連携部会というのがあります。その部会が基になって、15校から各校代表の児童生徒2名ずつ集まった児童生徒サミットが行われています。これが2回行われましたが、1回目は、基本的な生活習慣、9年間大事にしようということ、あいさつと人の話を聴く、時間を大切にする、清掃活動を一生懸命やる、この4つのことについてどの学校も一生懸命やることを大事にしようということがサミットで決まりました。2回目はスマホといったものの使い方の約束を使用といったことで話し合いがなされました。来年度28年度は、いじめを中心としたテーマを設けて3回目のサミットが行われます。これがいい働き、いい機能を持つためにはサミットが行われる前に学校の中でどんな子どもたちの話し合いが行われて代表者が集まるか、またサミットの話し合いがこういった風に学校に報告されて子どもたち全員のものになっていくか、サミット前後の成果が大事なかなと思っています。子どもたちのいい生活に機能していけばよいかなと思っています。

<市長>

私自身の話になるのですが、名前が和延、「かずのぶ」となのですが、先生があるときに「わえん」と発した言葉がからかいのような感じで、わーと広がっていったときにだんだん嫌になってきて、先生は親しみを持って接したいということで発したことだと思いますけれども、子どもたちは残酷でありますから、何が良くて何が悪いかと言うのは難しい判断を瞬時にしていかなければなりません。私たちでも子どもたちを相手にするときに、この子にはこの事を言ってもいいのだけれど、同じことをこの子に言ったら大変なことになるということもあつたりするものですから、人によって教育を変えるのは、本当は良くないことなのかもしれませんが、そういった配慮とい

うも大事ではないかなと、それが何かのきっかけになっていってしまっただけではないし、ある不登校になってしまった話をずいぶん前に聞いた話で事実かどうか分かりませんが、生徒との関係がうまくいかなかった時に先生が、生徒の机とイスを教室の外へ出してしまったということがあって、一種の体罰ではないかと思えますけど、その事があって学校に行けなくなってしまった。発信側が学校であったり、行政であったりといったことがないよう、配慮が必要と思えました。

確認ですが、このいじめ問題を調査する委員会というのは、フロー図で市長のほうから出ている矢印がありますが、必要に応じて設置するという事で、常設ということではないということですか。

<事務局>

はい。そういうことです。事態の大きい小さいもあると思えますのでそれに応じて考えていかなければならないと感じています。

<市長>

どうでしょうか、今日はこのフロー図の位置付けということでもありますが、他によろしいですか。

<松尾委員>

一点、いじめの定義のところで確認しておきたいのですが、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという件で、いじめられる側の子どもに対して、いじめる側がどういうふうな目的のものであろうと、たとえそれが善意のものであるものでも結果として相手の子どもが苦しむようなことになれば、それが「いじめ」ですよということになるのですね。ここは大事なところで、善意であったと言うかもしれないが、いじめとして指導していただけないということですね。

<事務局>

はい。

<市長>

日頃の子どもたちに対するいじめはいけないよということは当然ありますが、具体的にはどのような指導がありますか。

<事務局>

具体的な場面としては日常的に本当にたくさんございます。毎朝、具体的にいじめという言葉は使わなくても、おはようとか今日は元気だねという声掛けも未然防止に繋がると思えますし、友達同士がどんなグループで休み時間に過ごしているのかをしっかりと観察して把握することも未然防止に繋がっていくことと思えます。具体的ないじめということを目的とした活動としても、例えば人権擁護委員の皆様と協力いた

だいて、年に1回、具体的にいじめはダメということをはっきりと明示をした取り組みをどの学校も行っておりますし、道徳の時間、ホームルームの様々な活動の時間の中で年間を通して、いじめのこと、良い人間関係づくりのことについては話題にして進めているところです。もちろん校長を核にして進めていますので、校長講話の中でも学校全体の取り組みであると、そのような雰囲気づくりは進めています。

<山田委員>

重大事態が発生してはいけないし、いじめがあってはいけない。いじめ防止のために、普段から先生方も、早期発見、対応に努めていただいていると思います。いじめになっているのではないかと疑った目で見ていただかないと発見ができない場合もあると思います。そのため、いじめをしたのではないかと疑われていると、子ども自身が受け止めてしまうことを懸念しています。子どもは敏感ですので、担任の先生にこんなことを聞かれたために、いじめているのではないかと疑われていると感じてしまうこともあると思います。非常に難しいのですが、子どもに不安な思いをさせないように、しっかりと見極めた対応をしていただきたいと、重ねてお願いいたします。子どもは担任の先生が好きですので、その先生に疑われるのは大変つらいことと思います。

<市長>

今日は、フロー図の話なのですが、この図の中に、よく家庭と学校と地域という話がありますけど、地域というのが出てこないというのがあるのですが、何かその辺りで意識したことはありますでしょうか。

<事務局>

今市長がご指摘いただいたところ、教育委員会議でも議論いただいております。そうした中で、地域、それから保護者というのが出てきていませんが、これは、組織的な対応フロー図という意味合いで、教育委員会の側から学校を含めた組織的な対応としてどういった流れに取り組んでいくかといったところを明示したフロー図ということでもありますので、地域、保護者といったところはいじめ防止基本方針の中に文言としては出てきているところですので、全てを網羅したフロー図とはなっていないことをご理解ください。

<市長>

分かりました。さて、他にいかがでございましょうか。よろしいですか。

貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

委員の皆様方からは、フロー図の案の基本的な位置づけには、ご異論はないようでございます。

それでは、この案をもちまして、緊急事態への対応における「重大事態発生時の組織的な対応フロー図」としてまいりたいと思いますが、このことにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

<市長>

ありがとうございます。

ご異議なしということで、この案を緊急事態への対応における「重大事態発生時の組織的な対応フロー図」としてまいります。

今後は、市長部局と教育委員会との連携をさらに強化するとともに、時代の変化に即した教育施策を進めてまいりたいと思います。

<市長(続)>

それでは、議題②「その他」でございます。

事務局から説明をお願いします。

<事務局>

その他といたしましては、特にございません。

<市長>

それでは時間もまいりましたので、第4回 江南市総合教育会議を閉会とさせていただきます。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

午後2時19分 閉 会